

旅券（パスポート）申請のご案内

2025.3
上越市

申請は窓口申請または電子申請のどちらかとなります。

【窓口申請】

上越市パスポートセンター、南・北出張所、各区総合事務所への紙申請書の提出となります。

【電子申請】

署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードを用い、マイナポータルからオンラインで申請を行うこととなります。

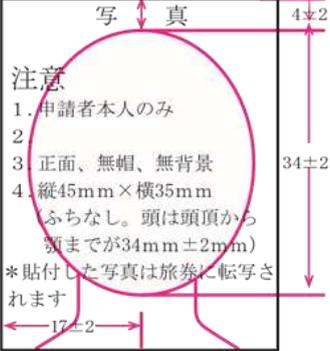
補正に時間がかかる場合があるため、お急ぎの場合は窓口申請をご利用ください。

※電子申請についての詳細は、外務省ホームページを参照ください→



【窓口申請に必要な書類】

※旅券発給手数料は旅券受取りの際に必要なです。詳しくは裏面をご覧ください。

<p>① 一般旅券発給申請書 1通 ※折り曲げ厳禁</p>	<p>・有効期間は5年旅券用と10年旅券用の2種類あります。 旅券の記載事項に変更がある方、査証欄に余白が無くなった方で、現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一旅券の申請となります。 ・18歳未満(申請日現在)の方は、有効期間が5年旅券のみの申請となります。</p>							
<p>② 戸籍謄本 (全部事項証明書) 1通 提出日前6か月以内に 発行された原本(コピーは不可)</p>	<p>・有効期間内の旅券を切り替える場合で、氏名・本籍(都道府県名)に変更のない方は省略できます。 ・電子申請では、戸籍とデータ連携されるため、紙での提出は不要です。 ・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本は1通とすることができます。</p>							
<p>③ 写真 1枚 (申請日前6か月以内に撮影されたもの)</p>  <p>※写真は貼らずに裏面下部に氏名を記入の上、お持ちください。 (写真面に写らないよう、筆圧にご注意ください。)</p>	<p><写真の規格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・たて45mmよこ35mm、ふちなしで、左図の寸法を満たしたもの。 ・顔の寸法は頭頂(髪の毛を含まない)からあごまで34mm±2mm ※髪の毛のボリュームが大きな方は旅券窓口にご相談ください。 ・顔は正面向き、無帽、背景がないもの。 ※背景の色は白色を推奨します。グラデーションは不可。 <p><旅券用写真としてふさわしくないもの> ※旅券用提出写真についてのお知らせ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左右反転や加工してある写真。 ・不鮮明な写真。変色、傷、汚れ、しわのある写真。スナップ写真 ・サングラスやマスクをつけている写真 ・メガネのフレームやレンズの光の反射が目にかかっている写真 ・瞳が光の反射で白く欠ける、フラッシュ等により赤く写る等の写真 ・長い前髪や影により、目元や顔の輪郭が隠れる写真 ・表情が平常と著しく異なる写真(泣いたり、笑ったりしている写真) ・カラーコンタクトレンズ等を使用し、目の色や大きさが実際と異なる写真 ・デジタル印刷の場合、インクのにじみやジャギーがある写真 ・髪や衣服が背景と同系色で、輪郭が見分けにくい写真 等 <p>※写真は旅券にそのまま転写されます。</p>							
<p>④ 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)</p> <p>※本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍が申請書の記載内容と一致している必要があります。</p> <p>代理人が申請する場合、「本人確認書類」は申請者本人分と代理人分のそれぞれが必要です。</p>	<p>1点でよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国旅券 (現に有効なもの または失効後6か月以内のもの) ・マイナンバーカード(顔写真付き) ・運転免許証 ・身体障害者手帳(偽造防止・写真付き) ・官公庁等発行の身分証明書(顔写真付き) 	<p>2点必要なもの (イ+イ)又は(イ+ロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="790 1444 1204 1478">イ</th> <th data-bbox="1204 1444 1543 1478">ロ(顔写真付きのもの)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 1478 1204 1870"> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資格確認書(健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療保険、船員保険等) ・国民年金証書(手帳) ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金証書(手帳) ・船員保険年金証書(手帳) ・共済組合年金(恩給)証書 ・介護保険被保険者証 ・印鑑登録証明書と登録印鑑 等 </td> <td data-bbox="1204 1478 1543 1870"> <ul style="list-style-type: none"> ・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可) ・会社の身分証明書(写真付) ・公の機関が発行した資格証明書(写真付) ・療育手帳 ・失効旅券(本人が確認できるもの) 等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="790 1870 1543 1937"> <p>イに準ずるもの (イ+イに準ずるもの)の2点が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税証明書 ・納税証明書 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学生以下の場合・・・各種資格確認書+母子手帳 等</p>	イ	ロ(顔写真付きのもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資格確認書(健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療保険、船員保険等) ・国民年金証書(手帳) ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金証書(手帳) ・船員保険年金証書(手帳) ・共済組合年金(恩給)証書 ・介護保険被保険者証 ・印鑑登録証明書と登録印鑑 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可) ・会社の身分証明書(写真付) ・公の機関が発行した資格証明書(写真付) ・療育手帳 ・失効旅券(本人が確認できるもの) 等 	<p>イに準ずるもの (イ+イに準ずるもの)の2点が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税証明書 ・納税証明書 等 	
イ	ロ(顔写真付きのもの)							
<ul style="list-style-type: none"> ・各種資格確認書(健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療保険、船員保険等) ・国民年金証書(手帳) ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金証書(手帳) ・船員保険年金証書(手帳) ・共済組合年金(恩給)証書 ・介護保険被保険者証 ・印鑑登録証明書と登録印鑑 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可) ・会社の身分証明書(写真付) ・公の機関が発行した資格証明書(写真付) ・療育手帳 ・失効旅券(本人が確認できるもの) 等 							
<p>イに準ずるもの (イ+イに準ずるもの)の2点が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税証明書 ・納税証明書 等 								
<p>⑤ 前回取得した旅券</p>	<p>・有効期限内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提示がないと申請できません。 ・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。</p>							
<p>※ その他</p> <p>上越市外に住民登録されている方が上越市で居所申請する場合は、住民票が必要です。個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご用意ください。</p>								

記入例とご注意

(※申請書は5年旅券用と10年旅券用があります)

ただし、旅券の記載事項に変更がある方、査証欄に余白のなくなった方で現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一旅券用となります。

- **太枠の中を、黒のボールペン又は黒インクで記入してください。** 消えるインクのペン、サインペン(太字のマーカーパーン等)は使用不可。
- **機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。**
- **記入ミスをした場合は、修正テープ等を使用せずに二本線で消して訂正してください。ただし、所持人自署の訂正はできません。**

《 所持人自署の例 》 小学生以上の方は自署になります。

漢字で書く場合	ローマ字で書く場合	ひらがなで書く場合
上越 花子	Hanako Joetsu	じょうえつ はなこ

新規・切替 (18歳未満の申請書又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請書用) **5年用**

一般旅券発給申請書

受理年月日 受理番号

窓口記入欄 確認

有効期間 1年 2年 3年 5年 10年

発行年月日 交付年月日 旅券番号

氏名 (カタカナで記入。漢字及び平仮名は同一マス内に「が」「の」等と記入してください。)

姓 ジョウエツ 名 ハナコ

姓 漢字 上越 名 漢字 花子

姓 漢字 上越 名 漢字 花子

姓 JOETSU 名 HANAKO

姓 HANAKO

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)

姓 上越 名 花子

性別 男 女

生年月日 070401

出生地 新潟県 上越市木田1番地3

旅券番号 MN5283901 発行年月日 20011001

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 JOETSU

現住所 (住民票に記載の住所) 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 025(526)5111 携帯 090(1234)5678

その他勤務先など日中の連絡先 上越(株) 電話 025(520)5687

日本国内の緊急連絡先 住所 上越市中央1丁目16番1号 氏名 上越 太郎 申請者との関係 父 電話 025(544)2111

刑罰等関係

現在外国の国籍を有していますか。 はい いいえ

どの国の国籍ですか。 アメリカ

取得年月日 1995年4月1日

外国籍の父又は母の子として出生 外国での出生 無

外国入国時の滞留又は長子帰国 帰化申請又は国籍取得届出

外務省コード欄 03 13歳 10 別名保証 14 海外確認 0A 別名保証 0E 留學 0F 特別 0K 特別3

官庁コード

記入しないでください

濁点は同じマスに記入してください。(ヨミカタは正確に)

戸籍どおりの字で記入してください。

へボン式ローマ字の活字体(大文字)で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

・自宅
・携帯
・勤務先

の電話番号
メールアドレス
を記入してください。

旅行に同行する方以外を記入してください。

該当しない場合は「いいえ」にチェックしてください。

よく読んで□にチェックしてください。「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。別途手続きが必要になります。

☆ へボン式ローマ字について、つぎのものは特に誤りやすいので下記のように記入してください。

し→SHI	ふ→FU	しゃ→SHA	ちゃ→CHA	りゃ→RYA	ぎゃ→GYA	じゃ→JA
ち→CHI	じ・ぢ→JI	しゅ→SHU	ちゅ→CHU	りゅ→RYU	ぎゅ→GYU	じゅ→JU
つ→TSU	きゃ→KYA	しょ→SHO	ちょ→CHO	りょ→RYO	ぎょ→GYO	じょ→JO

撥音: B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく (例) なんば → NAMBA ほんま → HOMMA

促音: 子音を重ねる (例) はっとり → HATTORI きっかわ → KIKKAWA

長音: 「O」や「U」は記入しない (例) おおた → OTA ようこ → YOKO

ただし、「O」を含む長音の場合、「H」を入れてパスポート上に表記することもできます。希望の方は窓口へ申し出てください。

(注) 同一の家族内で姓の表記が異なる場合、入国審査時に支障が生じることもありますので、姓の表記の選択にはご注意ください。

(例) おおた → OHTA さとう → SATOH
こうじ → KOHJI ようこ → YOHKO

この部分は必ず申請者本人が記入してください。記入もれや申請者以外の方が記入した場合は、受付できません。

出発予定日 令和7年5月1日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表裏の別開関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的 (具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入

今度の渡航先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名

氏名 (姓) (名)

外務大臣殿 令和〇年〇月〇日

法定代理人 (親権者、後見人など) 署名

本人確認欄

官公庁記載欄

予定が決まっている場合は記入してください。

申請者が未成年者、成年被後見人の場合は、法律上の親権者又は後見人が署名してください。

代理人が提出する場合は必ず記入してください。(法定代理人が提出する場合は記入不要です。)

記入しないでください

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

申請者記入 令和〇年〇月〇日

引受人氏名 春日 次郎 申請者との関係 会社同僚

引受人住所 上越市本町3丁目2番26号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真が本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

引受人記入 令和〇年〇月〇日 連絡先電話番号 025(525)4151

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 63年10月1日

注意事項

点線より上の部分は、必ず申請者本人が記入してください。なお代筆が必要な場合は上記申請者署名の記載例を参照してください。

点線より下の部分は、代理人(引受人)が連絡先及び生年月日を記入してください。

所持人自署
サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が署名(サイン)してください。

(代理署名について)
申請者が未就学の乳幼児等で本人が署名できない場合は、その親権者が、また、身体障害者等で署名ができない方は、法定代理人・配偶者等が代理署名することができます。その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

(代理署名の例)
(例) 子の氏名: 上越さくら

上越さくら
上越太郎(父)代筆
Sakura Joetsu
by T. Joetsu (Father)

署名として良くない例

枠からはみ出しているもの
Hanako Joetsu

なぞっているもの
上越花子

インクが薄かったりカスレしているもの
上越花子

申請についてのご注意

有効期間内の申請（切替申請）

次の方は新しいパスポートに切り替えることができます。
（ただし、残存期間は切り捨てになり、旅券番号は変わりません。）

- ①残りの有効期間が1年未満となった方
- ②査証欄に余白がなくなった方
- ③結婚などで旅券面の記載事項に変更があった方
（②及び③の方は、現在の旅券と有効期間が同一の旅券（残存有効期間同一旅券）を申請することもできます。）

代理申請

申請の手続きは代理の方でもできます。（受取は本人のみ。）
ただし、お持ちの有効旅券を紛失、焼失、損傷した方、居所申請（一時帰国含む）の方、刑罰関係等に該当する方は代理申請できません。

- 申請に必要な書類は、最初のページで確認してください。
- 申請書の以下の欄は必ず申請者本人が記入してください。
 - 表面の「所持人自署」及び「刑罰等関係」
 - 裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄
- 申請者本人の本人確認書類のほか、代理人についても本人確認書類が1点必要です。

未成年者申請（申請日に18歳未満の方）

- 5年旅券のみの申請となります。
- 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父又は母、もしくは後見人の署名が必要です。
- 親権者が遠隔地に在住している等の場合は、親権者の署名のある「同意書」の提出でも差し支えありません。

居所申請（上越市に住民登録のない方）

上越市に住民登録がない方でも、下記の要件を満たす場合は上越市で受付できます。申請を希望される方は、要件、提出書類の確認のため事前にご相談ください。

※代理申請不可

- ①住民登録地以外の居所に居住していることが書類で確認できる場合
- ②一時帰国者で国内に滞在している場合
- 居所を確認できる書類例
 - ・学生証・在籍証明書・滞在許可証・船員手帳・有効な査証
 - ・居所での直近の公共料金請求書（申請者名義）等

刑罰等関係の該当者

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は別途手続きが必要です。新潟県パスポートセンター（☎025-290-6670 受付時間 9:00～17:00）へ事前にご相談ください。

非へボン式ローマ字表記・別名併記等の希望者

- 外国人との婚姻等の場合で、氏名の非へボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、表記を確認するための書類を提出していただく必要がありますので、事前にご相談ください。

申請から受け取りまでの日数

■約2週間後

※土、日、祝日及び年末年始を除き、申請日を含めます。
受け取りは、必ず本人が交付日から6か月以内においでください。※代理受取不可
申請内容に補正を要する場合、受け取りまでの日数が増える場合があります。日数に余裕を持ったお早めの申請をお願いします。

受付窓口と受付時間

旅券の申請ができる窓口

- 上越市パスポートセンター（上越市役所 市民課内）
上越市木田1丁目1番3号 ☎025(526)5111
- 南出張所（雁木通りプラザ）
上越市本町3丁目2番26号 ☎025(525)4151
- 北出張所（レインボーセンター）
上越市中央1丁目16番1号 ☎025(544)2111
- 各区総合事務所
安塚区総合事務所 ☎025(592)2003
浦川原区総合事務所 ☎025(599)2301
大島区総合事務所 ☎025(594)3101
牧区総合事務所 ☎025(533)5141
柿崎区総合事務所 ☎025(536)2211
大潟区総合事務所 ☎025(534)2111
頸城区総合事務所 ☎025(530)2311
吉川区総合事務所 ☎025(548)2311
中郷区総合事務所 ☎0255(74)2411
板倉区総合事務所 ☎0255(78)2141
清里区総合事務所 ☎025(528)3111
三和区総合事務所 ☎025(532)2323
名立区総合事務所 ☎025(537)2122

■受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※土・日・祝日及び年末年始を除く。

お手続きの内容によっては県パスポートセンター（9:00～17:00）への確認が必要な場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

■上越市パスポートセンター（上越市役所 市民課内）のみ

※南・北出張所及び各総合事務所で申請された方は、上越市パスポートセンターまでおいでください。

■受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※3月～11月は、受け取りのみ18:00まで延長しております。

※土・日・祝日及び年末年始を除く。

旅券発給手数料（窓口・電子）

窓口申請	区分	手数料	内訳		
			収入印紙	新潟県手数料	
10年	10年	16,300円	14,000円	2,300円	
	5年	12歳以上	11,300円	9,000円	2,300円
		12歳未満	6,300円	4,000円	2,300円
	残存期間同一	6,300円	4,000円	2,300円	
電子申請	区分	手数料	内訳		
			収入印紙	新潟県手数料	
	10年	10年	15,900円	14,000円	1,900円
		5年	12歳以上	10,900円	9,000円
12歳未満	5,900円		4,000円	1,900円	
残存期間同一	5,900円	4,000円	1,900円		

※県手数料はキャッシュレス決済（受け取り窓口でのクレジットカード、電子マネー、コード決済）か、納付書（現金）による金融機関でのお支払いのどちらかを選択できます。

※年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手数料は、12歳の誕生日前々日まで申請された方となります。

※受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付となった場合は、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。